

令和5年3月23日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 古賀 誠 視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について3月2日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第4号議案 古賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、出産育児一時金を増額するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 現行の出産育児一時金は、条例で定める40万8,000円に産科医療補償制度の保険料1万2,000円を合わせた42万円であるが、国が妊娠出産支援として、出産育児一時金の支給額を引き上げる政令を公布したことにより、40万8,000円が48万8,000円に改正され、合計支給額が50万円となる。この支給額は全国的な分娩医療機関、産科医療機関における平均的な出産費用を基に算出された額となっている。

【意見】

(賛成意見)

国の方針とはいえ、古賀市もそれに倣い、出産育児一時金を増額することは子育て支援に役立つと考え、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第5号議案 古賀市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、子ども医療費の自己負担分を全額支給する対象を就学前までの子どもに拡大するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 現行の子ども医療費のうち、3歳以上の子どもに係る医療費は通院・入院共に一部自己負担があるが、改正後は3歳から就学前までの子どもに係る医療費の自己負担分を無償化するものである。これに関連して、重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正を附則に定め、現行は、3歳以上を対象に一部自己負担があるが、改正後は6歳以上を対象とする。これにより、現在、3歳から就学前までの子どもで、重度障がい者医療の対象となっている人は子ども医療制度に移ることになる。
2. 就学前までの子どもは、医療機関受診の機会が特に多いことから、子育てに必要な医療受診を社会全体で支えようという趣旨である。

【意見】

(賛成意見)

子ども医療費の支給について、3歳から就学前までの子どもに係る医療費の自己負担分を無償化し、現在、重度障がい者医療費の対象者も子ども医療費を適用することで、3歳から就学前までの子どもに係る医療費の自己負担分が無償となることから、非常に安心な制度と考え、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 6 号議案 古賀市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、重度障がい者医療費の受給資格者が障がい者施設等に入所等をした場合の特例が適用される施設を追加するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 現在、障がい者施設に入所している重度障がい者医療受給者について、住所地特例を適用し、市外や県外の施設に入所した場合も、転出元ということ

重度障がい者医療費を支給している。また、入所者の高齢化が進んでおり、介護施設に移った場合も、重度障がい者医療費が支給可能となるため、介護が必要になった際の不安を払拭できると考えている。

2. 住所地特例の制度により、将来、古賀市内に障がい者施設等が増え、転入者が増加した場合も、社会保障費の負担が急増することはなく、引き続き、安心して社会保障を受けられる状況である。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第7号議案 古賀市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7に規定する狂犬病予防法の特例を適用することから、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. マイクロチップの装着によるメリットとして、マイクロチップに住所等の登録をすることにより、それらの情報が読み取り可能となるため、迷子による死亡や行方不明になる犬が減る効果がある。今回は、登録手数料の改正で犬のみの取扱いだが、猫についても販売業者に法律上の登録義務が発生する。
2. 現在の古賀市での犬の登録状況は3,000頭を超えるが、全ての犬の登録まで進んでいないことから、市公式ホームページや市広報紙等で登録の推進を行っている。現在、狂犬病の予防接種率は約50%となっており、接種率が低いことから、飼育者に対し、接種の必要性について啓発を進めている。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第8号議案 古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、古賀市と福津市の間における古賀市汚泥再生処理センター海津木苑（仮称）の建設及びし尿処理に関する事務の委託に関する規約を締結したことに伴い、福津市のし尿等を令和5年度から受け入れるため、市の区域内に事務所

等を有しない者にし尿等の運搬業の許可を与える必要があることから、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. この条例の一部改正案には、一般廃棄物処理業等の許可基準について、第25条第1項第1号にただし書として、「ただし、し尿等の運搬業のみの許可を受けようとする者であり、かつ、市長が規則で定めるものについては、この限りでない。」という文言をつけ加えており、条例の一部改正後に規則についても改正手続きを行う。規則において、古賀市海津木苑の事務委託をしている自治体からし尿等の搬入ができる旨の条文を定めることにより、福津市からのし尿等の運搬を可能にするものである。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第9号議案 古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、令和5年1月告示第1号、第2号及び第3号をもって馬渡地区地区計画を廃止し、釜田地区地区計画及び古賀グリーンパーク地区地区計画を決定したことから、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 馬渡地区地区計画の変更理由は、古賀市都市計画マスタープランにおいて、古賀グリーンパーク周辺を観光や産業振興の拠点機能の充実を図るために、工業系土地利用をはじめ、併設店舗やレジャー施設等の誘導に取り組む区域として位置づけており、その実現のためである。
2. 馬渡地区地区計画の廃止後、民有地を含むところは釜田地区地区計画、また、公園を含む公有地は古賀グリーンパーク地区地区計画に分類している。
3. 大内田地区地区計画に係る開発では、区域内に帰属公園として、新しいスケートパークが造られることとなっており、完成、供用開始をもって、現古賀市スケートパークの活用方法を検討していく。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第10号議案 古賀市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、JR古賀駅周辺における基盤整備及びその他の開発を一体的に進めることについて、必要な事項を審議等するため、附属機関を設置しようとすることから、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. JR古賀駅周辺開発推進協議会委員については、これまでJR古賀駅東口周辺地区整備基本計画等を策定してきたJR古賀駅東口周辺地区整備基本計画策定会議のメンバーを想定して検討中であり、市民の代表として行政区長も想定している。
2. JR古賀駅周辺開発推進協議会委員の任期は2年であるが、継続的に将来の在り方を考えていくため、この協議会を設置することとしており、長期的に考える場として来年度より設置したいと考えている。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。